業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（外国銀行代理業務に関する認可の申請等） **第一条の二**　信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～六　略］ 七　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 2　［略］	（外国銀行代理業務に関する認可の申請等） **第一条の二**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 2　［同上］
（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権） **第三条**　法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。	（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権） **第三条**　法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。
［一～五　略］ ［2～4　略］ （信用協同組合等の子会社の範囲等） **第四条**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 ［一～二の二　略］ 二の三　信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務 ［三～三十九　略］ ［6～13　略］ （認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等） **第六条**　信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 三　当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第百十条の四十五第二号を	［一～二の二　同上］ ［号を加える。］ ［三～三十九　同上］ ［6～13　同上］ （認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等） **第六条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第百十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」と